

敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準

(昭和 50 年 3 月 10 日 県告示第 114 号)

(単位 : mg/L)

悪臭物質の名称	敷地境界線の規制基準	
	第 1 地域	第 2 地域
アンモニア	2	5
メチルメルカプタン	0.004	0.01
硫化水素	0.06	0.2
硫化メチル	0.05	0.2
二硫化メチル	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.8	2
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.004	0.01

排水水中における特定悪臭物質の濃度に係る規制基準

(昭和 50 年 3 月 10 日 県告示第 114 号)

(単位：mg/L)

排水水の流量区分 ($\text{m}^3/\text{秒}$)	0.001 以下の場合		0.001 を超え、 0.1 以下の場合		0.1 を超える場合	
	第 1 地域	第 2 地域	第 1 地域	第 2 地域	第 1 地域	第 2 地域
悪臭物質の名称						
メチルメルカプタン	0.06	0.2	0.01	0.03	0.003	0.007
硫化水素	0.3	1	0.07	0.2	0.02	0.05
硫化メチル	2	6	0.3	1	0.07	0.3
二硫化メチル	2	6	0.4	1	0.09	0.3

悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域の指定状況
(工場その他の事業場から発生する悪臭規制地域)

(平成24年3月30日茅野市告示第118号第1関係)

第1地域	第2地域
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域

(備考)

- 1 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域をいう。